

須坂市農業委員会 令和6年7月総会 議事録

- 1 招集 令和6年7月31日(水) 午後3時
- 2 開会 令和6年7月31日(水) 午後3時
- 3 閉会 令和6年7月31日(水) 午後4時2分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
				7番	春原 博	〃	16番	竹前 清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山 雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林 昇	〃	18番	吉田 幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林 郁雄
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田 光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一		21番	市川 和志

- 6 欠席した農業委員 13番 中村豊彦
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第7号 農地法4条第1項第7号の規定による届出について
報告第8号 農地法5条第1項第6号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 長野寛

- 9 須坂市説明員
産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農政係主任主事 小池祐希

10 会議の概要

- 事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会7月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、13番中村委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
- それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。
- 議長 ご苦労様です。

梅雨明けと同時に命に危険が及ぶような猛暑日が連日続き、農作物への影響が心配されるところですが、農作業の大変忙しい中、7月総会にご参集いただきありがとうございます。

さっそくですが、7月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしく願い申し上げます。

議長

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第15条の規定により、10番小林昇委員、11番吉池寿一をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数4件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

委員

No.4ですが、移住するとのことですがいつからとかはわかりますか。

事務局

いつからというのは把握していません。

議長

ほかにないようでしたら農業委員さんで何かございますか。

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第13号の4件について、許可と決するに賛成の農業委員さんは挙手願います。挙手全員であります。

よって、議案第13号の4件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第14号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数3件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

委員

No.3ですが、追認の案件で現状との整合を図るという理由ですが、整合を図るという表現は良くないと思います。

事務局

今後このような案件については、別の表現とするよう検討します。

議長

ほかにないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第14号の3件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第14号の3件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数5件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、採決いたします。

議長 議案第 15 号の 5 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 15 号の 5 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 14 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

説明者 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようですので、農業委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 農業委員さんで何かございますか。

委員 No. 5 ですが、4 月総会において 3 条により取得したものです。その際の申請理由が規模拡大だったと思います。今回その土地を別の人に貸そうとしていますが、前回の申請が虚偽だったということですか。

説明員 この件につきましては確認の上、後ほど回答させていただきます。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 16 号の 14 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(No. 5 は別に採決をの声あり)

議長 それでは裁決します。

議長 議案第 16 号の 14 件のうち、No. 5 を除く 13 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 16 号の 14 件のうち、No. 5 を除く 13 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に No. 5 の 1 件について、採決します。

議長 No. 5 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(挙手なし)

議長 No. 5 の 1 件について、否決とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(挙手 5 名)

議長 No. 5 の 1 件について、審議保留とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(挙手 7 名)

議長 よって No. 5 の 1 件は審議保留とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

事務局 報告第 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 3 件について事務局の説明をお願いします。

議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件について、ご質問はございませんか。

議長 ないようですので、以上で報告を終わります。

議長 これをもちまして、7 月総会を閉会といたします。

議長 ご苦勞様でした。